

平成 29 年 4 月 1 日

各部局次課所室長様

総務部長

平成 29 年度予算の執行について（通知）

平成 29 年度予算の執行については、現下の厳しい財政状況に鑑み、下記事項に留意するよう通知します。

記

1 歳入予算の執行上の留意点

(1) 自主財源の確保

市税・使用料等の収納率の向上は言うに及ばず、あらゆる市有財産の活用により、売却益・貸付料・広告料など常に自主財源の確保に努めること。

(2) 特定財源の確保

国・県等の補助金については、事業の執行に合わせた適正な申請を行うこと。また、新規事業の実施にあたっては、適用可能な補助事業の有無をよく検討し、特定財源の確保に努めること。

2 歳出予算の執行上の留意点

(1) 予算の執行について

- ・複数年度にわたる事業については、債務負担行為、継続費、繰越明許等の予算措置が必要となる場合があることに留意し、状況に応じて事前に財政課と協議し執行すること。
- ・行財政改革の観点から、継続事業については、毎年度、事業の在り方や実施方法について再考し執行の効率化を図ること。また、事業の成果を検証し、今後の方向性を定め、次年度の予算編成に反映すること。
- ・既決予算枠にかかわらず、「公費で負担すべきものであるか、費用対効果はどうであるか」等、常に支出の適否・是非を確認のうえ、効率的執行を行い経費節減に努めること。なお、地方自治法に、事務の処理にあたっての規定があるので参照すること。（最終頁を参照）

- ・ 予算確保や実績づくりのための『予算の使い切り』は厳に慎み、執行残については、不用額として最終補正で減額すること。

(2) 補助事業について

補助事業の執行にあたっては、補助決定(内示)額の範囲内での執行とすることとし、決定前もしくは決定後であっても範囲外の財源の裏付けが伴わない予算については、執行することのないよう、留意すること。

(3) 予算の流用について

予算の流用は、他の経費に余剰を生じ、かつ緊急を要する場合などに、能率的かつ迅速な行政対応を図るための例外的な措置として認められるものであり、安易に流用し予算執行することは、議会軽視にも繋がることから、留意すること。また、流用前に予算を執行することは、予算の裏付けのない執行であり、厳に慎むこと。

なお、予算流用の要求にあたっては、所定の理由書を提出すること。

(4) 公平性・公正性の確保について

事業の執行にあたっては、法令等を遵守し、公平性及び公正性を確保すること。特に、特定の受益者へ配慮する等、他から疑念を抱かれることの無いように留意すること。

(5) 補助金の執行について

補助金については、「桑名市補助金等交付規則」及び「桑名市補助金交付基準」(最終頁の抜粋を参照)に基づき、適切な執行に努めること。

また、団体への運営費補助については、単に団体の運営経費を賄う目的ではなく、団体が、主体的に、かつ目的を持って行う事業費を補完すべきものであるという観点にもとづき、事業費補助(補助率は原則2分の1以内)への切り替えを進めること。また、有効性を十分に検討し、設定した終期を更新しようとする場合は、廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。

○地方自治法

第二条

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

桑名市補助金交付基準（抜粋）

2 個別事項

- (1) 補助金の交付に際しては、補助の対象となる事業経費を明確にすること。その際、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等の経費や、社会通念上公金でまかなうことがふさわしくないと考えられる経費については、補助金の交付対象としないこと。
- (2) 補助金の有効性を検証し公平性を確保するため、同一事業に対する補助金の交付は、すべて3年以内の終期を設定し、更新が必要な場合には、必ず見直しを行うこと。
- (3) 個人を対象とする補助金については、市税の納付状況や所得等による交付要件を必要に応じ設定すること。
- (4) 補助金の交付に際し根拠法令等に定めのないものについては、規則、要綱等を整備し、補助の目的・効果、対象、補助金額の算出方法（補助率等）を明確にすること。
- (5) 補助事業実施後においては、補助金支出の透明性を確保するため、当該補助事業に係る領収書の写しを補助金所管課に提出すること。
- (6) 団体等の決算における繰越金（剰余金）が補助額を超えている場合は、必要に応じて補助額を調整すること。